

島根県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から平成29年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月25日

島根県監査委員	須	山	隆
同	山	根	成
同	大	國	羊
同	後	藤	勇

平成30年度 包括外部監査結果報告書における指摘・意見について

1 包括外部監査の特定事件

商工労働部における補助金の事務執行及びKPIの設定とそのフィードバックについて

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

平成 30 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の内容

テーマ 商工労働部における補助金の事務執行及び KPI の設定とそのフィードバックについて

指摘事項・意見・改善提案	処理方針・措置状況
<p>補助金事務全体に対する事項</p> <p>【意見】</p> <p>県は、補助金事業完了時点において、島根県会計規則第70条の5に則って検査を実施し、検査員が作成した検査調書の原本を保管している。検査調書には検査の結果のみが記載されており、具体的な手続やチェックの証跡等が記された資料等、検査の結論に至る経緯や根拠等を示す資料が保管されていないものが多く、本監査において、検査調書の合理性について確認できないことがあった。当該検査員が検査を行った際の資料の保管は県の規則上義務化されていないため法令違反ではないが、次の点について実務上の弊害があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの監査結果の証跡を一定期間保管しない場合、所属上長や関係機関、内外の監査の局面等において対応ができない。 ・検査資料の保存は、次年度以降の検査担当者の参考ともなるべきところ、当該資料がないと毎回検査担当者の手続が共通化・標準化されず、ノウハウの継承にも支障が生じ、属人的な手続きとなってしまう。 <p>本監査において、要徴求資料の不備や形式的な要綱違反などが後述のとおり発見されていることから、検査の実効性が問われることになる。また、事務執行上の効率性から、検査担当者と事務執行担当者が同一人物であることも多く、この点も上記の一因となっている可能性がある。</p> <p>一方、一部には検査の手続書やチェックリスト等を具備し、毎年度担当者が引き継いで検査を行っているケースもあり、手続が統一されていない印象も受けた。</p> <p>このため、実際の検査の運用については、上記を踏まえた必要最低限の手続を全補助金で共通化し、調書を少なくとも1年間は保管する等の実務上の措置を検討されたい。</p>	<p>(商工政策課)</p> <p>検査調書の合理性を担保できる書類の保管、実効性のある検査をするための検査担当者の選定、検査の手続書やチェックリスト等の具備など、必要最低限の手続きを整理し、部内で共有した。</p>

<p>【意見】</p> <p>補助金交付要綱に「補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書により速やかに知事に報告しなければならない。」とされている場合があるが、関係資料を査閲したところ、県は当該報告書の徴求を行っていないことがある。</p> <p>この点、県は「補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合」に該当していない場合には提出は不要とする運用を行っているため徴求をしていないとのことであるが、特に交付先が消費税の課税事業者である場合には当該補助金が実質的に補助対象経費を超えて支給されることにもなりかねないため、より厳格に管理すべきである。例えば、全事業者にフローチャートの提出をさせて簡便的に確認し、該当する場合に「消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書」の提出を義務付ける等の手続の導入を検討されたい。</p>	<p>(商工政策課)</p> <p>補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確認・返還手続きについて、提示のあったフローチャート等を参考に、必要最低限の手続きを整理し、部内で共有した。</p>
<p>1. 石州瓦利用促進事業費補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>要綱上の目的は「島根県の地域資源である石州瓦を使用した建築物の新築・購入、リフォームを促進」することとされており、当該目的には公益性が認められない。</p> <p>この点を県の担当者に確認したところ、本補助金の目的は「地場産業の振興に加え、島根の子供たちが、石州瓦をはじめとする地場産品に囲まれた住環境で育まれることにより、地場産業に愛着を持ち、関心を高めること」とのことであった。</p> <p>要綱上の目的と県の担当者の目的に対する見解が異なっており、については交付要綱上の目的を公益性が認められる内容の目的に修正すべきである。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>島根県の地域資源である石州瓦を使用した建築物の新築・購入、リフォームの促進を通じて、地場産業である石州瓦産業の振興を図る。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>県は、本補助金事業のKPIとして「県内で石州瓦を屋根材として使用する施主への助成件数」を採用しているが、助成件数は事業の実施結果そのものであり、原則として当該事業のKPIとはならない。この点、例えば、補助金の利用者にアンケートを実施し、KPIの設定とすることが考えられる。</p> <p>また、当該アンケート結果から「本補助金の有無」が石州瓦採用の決め手になったことによる販</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>提案のとおり、既存のアンケートに「石州瓦の採用に、補助金がどの程度影響したか」についての設問を追加した。</p> <p>また、当該設問の回答を活用し、「本補助金により、どの程度売上増加につながったか」のKPIへの設定について、提案のとおり対応する。</p>

<p>売数量を合理的な換算後の枚数（枚換算枚数）に置き換えることにより、基準となる単価を乗じて、金額的な評価も可能となる。当該基準によるKPIの設定可否について検討されたい。</p>	
<p>2. 島根県石州瓦市場創出支援事業費補助金 【指摘事項】 要綱第5条の見出しに「(補助率)」とあるにも拘わらず、本文に補助率に関する記載がない。</p>	<p>(産業振興課) 以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>第5条 この補助金の補助率は、別に定める。 別表 ○補助率（第5条関係） 10/10 ※ただし、7 中期計画進捗支援・管理事業については事業に要する経費の1/3</p>
<p>【意見・改善提案】 県は、本補助金事業が伴走型の支援事業であるとの認識から、評価尺度の設定は行っていない。以下、事業ごとに定量的な評価方法について検討する。</p> <p>(イ) 販路開拓事業 本事業を含む販売促進の取組の結果として、「出荷枚数」や「販路開拓件数」等の把握は可能であるとのことであり、KPI とすることは可能である。また、合理的な換算後の枚数に置き換えることにより、基準となる単価を乗じて、金額的な評価も可能となる。</p> <p>(ロ) 商品開発事業 商品開発・改良件数が把握可能とのことであり、KPI になると考えられる。</p> <p>(ハ) 人材育成事業 当該事業は組合員が参加するセミナー・勉強会等の開催事業であることから、アンケート等による「参加者の満足度」をKPI とすることができる。セミナーの内容等が有効であったか否か、評価してフィードバックすることを検討されたい。</p>	<p>(産業振興課) 複数のメニューを有する本事業の趣旨を踏まえると、補助事業全体を一つの尺度で評価するのは適切とは言えないことから、提案を踏まえ、次の各項目を事業ごとの評価尺度として設定することについて、下記のとおり対応する。</p> <p>(イ)「売上」、「販路開拓件数」 (ロ)「商品開発・改良件数」 (ハ)アンケート等による「参加者の満足度」</p>
<p>3-1. しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金（産業振興課分） ※補助対象者である公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）内の個別事業別に検証</p> <p>①技術革新支援総合助成事業 革新型研究開発助成事業</p> <p>【意見・改善提案】 財団は各事業者から助成対象製商品に係る売</p>	<p>(産業振興課) 平成30年度で本事業は終了し、今年度は</p>

<p>上高等の報告を5年間受けているとのことであるため、当該累積売上高をKPIとすれば、金額的な視点による評価も可能であり、当該KPIの設定による効果測定を検討されたい。</p>	<p>平成30年度に採択した事業の継続分の実施のみである。このため、アウトカム指標については事業化件数のままとする。</p>
<p>②起業家育成・支援事業 実践型企業塾の開催 【意見・改善提案】 県は「起業家スクールの受講生数」をKPIとしている。一方、財団は「支援回数」をKPIとしている。</p> <p>いずれも、事業実施の結果そのものであるため、これをKPIとしては不合理である。本事業の目的は「地域経済への貢献度の高いビジネスプランを持つ者への事業化支援」であり、受講者数や支援回数が上記の目的達成に直結するとは限らない。即ち、受講や支援が、対象者の「事業化」に繋がったか否かを知るためのKPIにはならない。</p> <p>この点、例えば起業家スクール等の創業支援を受けた者のうち実際に創業した者の数はKPIとなるため、当該KPIの導入を検討されたい。</p>	<p>(産業振興課) 起業家育成・支援事業の行政評価上のKPIとしている「起業家スクールの受講者数」について、「起業家スクール」事業は、起業意欲の喚起等を目的として実施しており、起業予備軍の裾野を広げる取組であることから、受講者数をKPIとしている。</p> <p>なお、財団の実践型起業塾については、提案のとおり事業化(創業)件数の把握が必要と判断した。来年度から新たなKPI設定することとし、準備を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了生の事業化率をKPI設定 ・3年間のフォローアップ調査を導入
<p>③しまねものづくり高度化支援事業 経営力の強化促進 【意見・改善提案】 財団は「目標達成企業数」をKPIとしている。当該目標値の設定対象をみると、ほぼ事業実施の結果そのものが目標値となっているため、KPIとするのは合理的とはいえない。本事業の目的は「経営革新等の実現」であり、経営革新等計画の認証取得数や助成金の交付決定数の増加が「経営革新の実現」と直結しているとは必ずしもいえず、例えば経営革新等計画によりどの程度付加価値等が増加するか、IoT生産技術の導入によりどの程度コストが削減できるか等を見積り(計画提出時に企業側もシミュレーションしていると思われる)、KPIとすべきと考える。</p> <p>この点、県の採用しているKPIは「当該事業に係る支援対象企業の付加価値の増加額」であり、合理的といえる。ただし、財団は「経営革新計画等承認支援・フォロー」「国等の施策活用に向けた支援活動」「ものづくり企業の成長分野等への参入支援」「IoT等を活用した生産技術の導入支援」「国際規格等取得の促進」「HACCP計画の策定支援」の各メニューにより事業を遂行している。</p> <p>これらの目指す目的は同じであるが、アプローチが異なるものもあり、区分して付加価値増加額</p>	<p>(産業振興課) 県が事務事業評価において設定している付加価値増加額については、財団で確認し県が報告を受けているものであり、財団においてもこの県評価と連動し、事業評価を行うこととする。</p> <p>なお、提案のあった、財団の個別事業ごとに付加価値増加額を把握し、KPI設定することについては、以下の理由により個別事業レベルでの設定は適当でない判断する。</p> <p>(財団の個別事業ごとに付加価値増加額をKPI設定できない理由) 個別事業は企業が行う経営革新等に向けた様々な取組みの一つであり、企業独自の取組みや財団事業の複数活用が想定され、個別事業ごとの設定は困難</p>

<p>を KPI 化する必要があると思われ、この点の改善を検討されたい。</p>	
<p>専門家の派遣 【意見・改善提案】 財団は、現場改善塾の開催（個別指導研修）については KPI を設定していない。現場改善塾は、主に「コストダウン」を目的とした改善であり、どの程度コストダウンが叶ったか、理論値によるシミュレーションも含め、金額的に測定することが可能と考える。 このため、現場改善塾の開催に関しては、当該視点を勘案した KPI の設定を検討されたい。</p>	<p>（産業振興課） 財団においては、現場改善塾について KPI 設定していなかったため、新たに KPI を設定することとした。但し、具体的な指標としては、改善塾に参加した企業のうち何社がどのような改善を図ったかを把握することが重要であると考えため、アンケート調査による改善実施の有無を測定する方向で検討中である。</p>
<p>④しまね IT 産業振興事業 IT 関連技術者の育成 【意見・改善提案】 県は「IT 人材育成事業受講者数の累計」で評価している。 受講者数累計による評価は、事業遂行の結果そのものであるため、KPI とするのは合理的ではないため、この点を検討されたい。</p>	<p>（産業振興課） 受講者数累計による評価にあわせて、アンケートによってスキル向上にどの程度役立ったかを点数化し事業効果を定量的に評価することにした。</p>
<p>開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援事業 【意見・改善提案】 県は「ソフト系 IT 産業の売上高」、「ソフト系 IT 産業の従事者」を KPI として設定している。一方、財団は「支援企業数」を KPI としている。 しかし、この支援企業数は事業の結果そのものであり、KPI としての機能を果たせない。 当該事業は、自社開発ソフトウェア製品等の販路拡大を目的とした展示会・セミナー等の支援が目的であることから、実際に販路拡大したことによる売上高等により評価したいところであり、実際に支援企業に対して 5 年間の売上実績の報告を受けていることから、当該 KPI の導入を検討されたい。</p>	<p>（産業振興課） 提案のとおり支援企業の売上実績を新たに財団 KPI として設定することで検討中。</p>
<p>⑤特殊鋼産業クラスター高度化推進事業 特殊鋼産業成長分野進出促進助成事業 【意見・改善提案】 本事業について、財団は、①技術革新支援総合助成事業と合わせて「技術革新総合支援事業」として評価しており、具体的には「助成事業の採択件数」を KPI としている。 一方、県は「成長分野への参入を目指した新たな取り組みへの助成件数」を KPI としている。この助成件数は、特殊鋼産業成長分野進出促進助成金及び発展型試作開発助成金（特殊鋼関連のみ）の採択件数を指す。即ち、財団、県ともに事業遂</p>	<p>（産業振興課） 今年度から「特殊鋼産業クラスター高度化推進事業」は、別事業（「先端金属素材グローバル拠点創出事業」）に統合した。意見を踏まえ、後継事業の KPI を検討する。 なお、財団においては今年度より「助成事業の採択件数」から「助成事業の事業化件数」に変更したところ。（ただし、研究開発系の助成金をまとめて一つの KPI を設定。）</p>

<p>行の実績を KPI としていることになり、合理的ではない。</p> <p>本事業の目的は「高度な技術力の習得や販路開拓による成長分野（航空機産業等）への参入を通じた県内産業の高度化」であることを考慮すると、実際に販売に結び付いた割合（事業化率）の方が直接的な KPI として合理的といえる。</p> <p>また、3つの事業を一体として KPI とし、目標値を設定しているが、本事業単体で KPI を設定すべきである。</p>	
<p>⑥戦略的取引先確保推進事業 経営力の強化促進（国際規格等取得の促進） 【意見・改善提案】</p> <p>県は「当該事業の支援メニューによる取引成立件数」で評価している。</p> <p>一方、財団は「目標達成企業数」を KPI としている。設定されている目標が概ね事業遂行の結果であり、合理的とはいえない。このため、県の KPI を参考にした改訂が求められる。</p> <p>また、取引先件数の把握が可能であれば、当該事業の利用に起因して増加した売上高等を年々把握する仕組みを導入することも可能と考える。財団が KPI を改訂する際にはこの点にも留意されたい。</p>	<p>（産業振興課）</p> <p>県が設定する取引成立件数については、財団で確認し県へ報告しているものであり、財団においてもこの県評価と連動し、事業の評価を行うこととする。</p>
<p>⑦市場開拓支援事業 首都圏等販路開拓強化事業 【意見・改善提案】</p> <p>財団はしまねビジネスセンターの「利用者高満足度率」を KPI としている。</p> <p>現在行っているアンケート調査は、満足度に対する問いと、気付いた点等を自由に記載してもらう形式になっているため、回答内容は感想や事務局等への謝辞が多く、また「なぜ満足（不満）か、どこが満足（不満）か」等の情報を得にくい上、評点化もできないため、改善に繋がる指標としては活用できない。</p> <p>財団として提供したいノウハウやポイント別にこれらの情報がとれるようアンケートを工夫して評点化することにより、KPI として活用することが可能と考えられ、年間取引成立件数と合わせて指標化し、より効果的な事業にブラッシュ・アップしていくことが望まれる。</p>	<p>（産業振興課）</p> <p>財団において、今後実施するアンケートについては、利用企業の満足・不満足な部分をより具体的に、ポイント別に把握できるようアンケート内容を見直すこととした。</p>
<p>下請取引等支援事業 【意見・改善提案】</p> <p>財団は「取引先件数」を KPI としている。</p> <p>本事業は新規取引の斡旋、下請取引に係る講習</p>	<p>（産業振興課）</p> <p>本事業の主たる業務は職員による取引斡旋になり、その結果としての取引成立件数が</p>

<p>会等が主体の事業であるため、斡旋事業については取引成立件数で合理的と思われるが、後者については受講者からのアンケート調査による評点化と、KPI の設定が望まれる。</p>	<p>財団 KPI としては適当と判断する。 なお、KPI 設定で提案のあった講習会・セミナーの開催は国（中国経済産業局）の主催事業であり、財団は共催機関の位置付けであった。</p>
<p>⑧地域産学官共同研究拠点事業 【意見・改善提案】 県は「地域産学官共同研究拠点における共同研究の件数」を KPI としている。当該 KPI は事業実施自体の結果であり、本事業の KPI としては合理的ではない。 一方、財団は、アンケート調査に基づく「参加者高満足度率」を KPI としている。ただし、現在行っているアンケート調査は、満足度に対する問いと、気付いた点等を自由に記載してもらう形式になっているため、回答内容は感想や事務局等への謝辞が多く、また「なぜ満足（不満）か、どこが満足（不満）か」等の情報を得にくい上、評点化もできないため、改善に繋がる指標としては活用できない。 財団として提供したいノウハウやポイント別にこれらの情報がとれるようアンケートを工夫することにより、KPI として活用することが可能と考えられ、より効果的な事業にブラッシュ・アップしていくことが望まれる。</p>	<p>（産業振興課） 本補助事業は、財団が組込み技術講座等を実施する事業である。KPI については、意見を踏まえて検討したい。 財団においては、受講者アンケートについては、回答内容は感想や事務局等への謝辞ではなく、具体的に良かった（悪かった）という回答の理由等の情報を得ているため、アンケート内容について、現時点で見直し等は必要ないと考えている。</p>
<p>⑨知的財産活用啓発事業 しまね知的財産総合支援センター運営費 【意見・改善提案】 本事業は、財団がしまね知的財産総合支援センターの運営を行うための事業であるため、島根県知的財産活用啓発事業費補助金（産業振興課）（符号 4）と目的、アプローチが近似しているため、上記補助金における指摘を参照されたい。</p>	<p>（産業振興課） 本事業では、知的財産の総合支援窓口として、特許出願に関するものだけでなく、企業が抱える知財に関する課題解決も含まれており、出願件数を KPI とすることは適当でないと考え、相談件数を KPI としている。</p>
<p>⑩産業振興支援体制の整備 総合相談及びコーディネート 【意見・改善提案】 県は「CS 調査における満足度合い」を KPI としている。一方、財団は「CS 調査による不満足度率」を KPI としている。 現在行っているアンケート調査は、満足度に対する問いと、気付いた点等を自由に記載してもらう形式になっているため、回答内容は感想や事務局等への謝辞が多く、また「なぜ満足（不満）か、どこが満足（不満）か」等の情報を得にくい上、評点化もできないため、改善に繋がる指標としては活用できない。</p>	<p>（産業振興課） 財団において、改善につながる内容を把握するアンケートとなるよう、検討する。</p>

<p>財団として提供したいノウハウやポイント別にこれらの情報がとれるようアンケートを工夫することにより、KPI として活用することが可能と考えられ、より効果的な事業にブラッシュ・アップしていくことが望まれる。</p>	
<p>⑪しまね産学官連携促進支援事業 しまね産学官協働推進事業 【意見・改善提案】 県は「県内企業等と県内の高等教育機関等との共同研究数、受託研究数」、「シーズ連携支援事業による新規事業化件数」を KPI としている。研究数は事業遂行の結果そのものであるため、KPI としては合理的ではない。 一方、本事業の目的が「県内企業が大学等のシーズを活用して技術課題を解決し、製品化や事業化を支援すること」にあるため、事業化件数は合理的な KPI といえ、当該 KPI に一本化することが望まれる。</p>	<p>(産業振興課) 県内企業と県内の高等教育機関等との連携については、事業化件数を第 1 の KPI とし、共同研究や受託研究は、事業化件数のみでは計れない連携による効果(連携によって行われる人材育成や研究機関における知財の蓄積)を生むための重要な活動であり、これを増やしていくことも目的として支援をしていることから、第 2 の KPI として適切と考える。</p>
<p>⑫デジタルコンテンツ産業振興事業 【意見・改善提案】 県は「本事業の参加者の満足度」を KPI としている。当該満足度は 5 段階評価の平均のことを指している。一方、財団は KPI を設定していない。 当該事業の目的は、「デジタルコンテンツに係る人材を育成し、デジタルコンテンツに係るビジネスを活性化させ、もって県内産業を振興する」ことにあると考える。このため、当該事業の本質は人材育成であるといえ、この点を勘案すると満足度により評価していることには共感できる。 ただし、現在行っているアンケート調査は、満足度に対する問いと、気付いた点等を自由に記載してもらう形式になっているため、回答内容は感想や事務局等への謝辞が多く、また「なぜ満足(不満)か、どこが満足(不満)か」等の情報を得にくい上、評点化もできないため、改善に繋がる指標としては活用できない。 財団として提供したいノウハウやポイント別にこれらの情報がとれるようアンケートを工夫することにより、KPI として活用することが可能と考えられ、より効果的な事業にブラッシュ・アップしていくことが望まれる。</p>	<p>(産業振興課) 県、財団ともに、アンケート内容を見直し、事業創出やコンテンツ製作等にどの程度役立ったかを点数化し事業効果を定量的に評価し、併せて事業化予定を確認することで本事業を評価することにした。</p>
<p>⑬しまね海外ビジネス展開支援事業 海外ビジネスへの展開支援 【意見・改善提案】 県は「海外展開を行う企業数」を KPI としているが、この企業数は「海外展開に関する各種補助</p>	<p>(産業振興課) 意見のとおり、セミナー、勉強会等の事業から補助金等に移行することを想定してい</p>

<p>金の採択企業数」を指している。当該 KPI は、事業遂行の結果そのものであるため、KPI として合理的とはいえない。</p> <p>一方、財団は「支援企業数」、「助成事業の採択件数」を KPI としている。これも県と同様、事業遂行の結果自体であり、KPI として合理的ではない。</p> <p>本事業の主たる事業はセミナー、勉強会の実施であり、そこへの参加企業から具体的な海外展開プロジェクトが生まれればしまね海外販路開拓支援補助金（ブランド振興課）（符号 3-2）等に移行することが想定される。</p> <p>このため、本事業については前述のセミナー、勉強会等の事業についてのみ評価すればよいことになり、その評価は参加者アンケートを KPI とするのが最も実効性が高いと考えられ、当該 KPI の設定が望まれる。</p>	<p>るため、「⑬しまね海外ビジネス展開支援事業」の成果指標としては、最終的な成果である助成対象企業の金額的な視点による KPI が合理的と考えられる。</p> <p>本事業の KPI については、今後、「海外展開を行う企業数」から「助成事業の助成対象企業の付加価値額の増加額」に変更を検討する。</p> <p>また、財団においては、今年度以下のとおり KPI を見直した。</p> <p>本事業は、海外展開を志向する企業に対し、意識醸成を図るとともに、具体的な方策を示すことで新たに海外展開する企業を増やすことを目的としている。このため、財団では KPI として、本事業への新規参加企業数を設定した。</p> <p>また、引き続きアンケートを実施することにより、企業の満足度やニーズ、課題の把握に努め本事業の有効性を高めたい。</p>
<p>海外の取引開拓の支援</p> <p>【意見・改善提案】</p> <p>県は採択企業数を KPI としているが、KPI＝事業遂行の結果となっているため、合理的な KPI とはいえない。</p> <p>一方、財団は取引成立件数により評価をしており、当該 KPI は合理的といえる。ただし、取引件数が把握できるのであれば取引金額も把握できる可能性があるため、可能な限り金額的な視点による KPI を設定するよう、検討されたい。</p>	<p>（産業振興課）</p> <p>今後、KPI を「海外展開を行う企業数」から「助成事業の助成対象企業の付加価値額の増加額」への変更を検討する。</p>
<p>3-2. しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金（しまねブランド推進課分）</p> <p>【意見・改善提案】</p> <p>当事業の目的は財団の「産業の高度化と新産業の創出を目指す」事業を行うための基金を造成することとされているのに対し、県は当該事業を「財団が助成した事業者に係る雇用者の増加人数」により評価しており、目的と KPI との関連性が強いとはいえない。</p> <p>この点、補助対象事業者は、本事業を通じて自社産業の高度化や新産業の創出に繋がる取り組みにより自社の付加価値を高め、競争力を上げ、その結果として自社の収益性を上げることを期待している。このため、第一義的には、当事業を通じた「付加価値の増加（見込）額」を KPI とするのが合理的であると考えられる。</p> <p>一方、財団は、県とは別に、符号 3-1⑬ロに含</p>	<p>（しまねブランド推進課）</p> <p>雇用の増加は、付加価値を含めた企業成長の成果ととらえ KPI に設定している。</p> <p>また、本事業の一部財源に活用している国の補助事業で求められるアウトカムが雇用増加であるため、引き続き KPI として設定しておく必要があると考えている。</p> <p>今後は、「雇用者の増加人数」に加えて「付加価値の増加額」を KPI に設定することを検討する。</p>

<p>め、「課題解決率」を KPI として、目標値・実績値の比較分析を行っている。当該 KPI には金額的な視点はないが、相談内容によっては次の例のように必ずしも付加価値の増加に繋がらない場合もあり、この場合には財団の設定した KPI は有効といえる。</p> <p>①「自社の衛生管理の強化」「セキュリティー管理の強化」「国際規格の認証取得」等、将来のリスクへの対応を目的とする場合</p> <p>②社内の組織改革や経営計画の策定支援等、内部管理の充実化を目的とする場合</p> <p>このため、第一義的には付加価値の増加を KPI とすることを、次善の策として財団の手法を県も取り入れることを検討されたい。</p>	
<p>4. 島根県知的財産活用啓発事業費補助金</p> <p>【意見・改善提案】</p> <p>県、財団はいずれも本補助事業の利用実績自体を基礎に評価尺度を設定しているため、当該事業の実施自体が目的のような形になっており、要綱上の目的をより直接的に評価する尺度が求められる。</p> <p>県内企業の知的財産の保有等を促す点に着目すると、「県内企業の特許出願数等」を尺度とすることが考えられる。</p> <p>また、「窓口相談」「訪問相談」「専門家派遣」の利用者に対しアンケートを実施し、事業の満足度調査（アンケート）による点数化による指標設定も有効である。</p>	<p>（産業振興課）</p> <p>本補助事業は、発明協会が知的財産権制度の普及啓発、活用を図るため、セミナー等を実施する事業である。</p> <p>発明協会においては、セミナーでは参加者に対しアンケートを実施しており、回答内容は感想や事務局等への謝辞ではなく、具体的にどのような部分が役立ったか（役に立たなかった）等の情報を得ているため、現時点で見直し等は必要ないと考えている。</p>
<p>5. 公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金</p>	
<p>6. 境港貿易振興会事業費補助金</p> <p>【意見】</p> <p>コンテナ貨物取扱本数等の実績値を計数として把握しているが、目標値の設定はない。</p>	<p>（しまねブランド推進課）</p> <p>具体的に把握できる数字はコンテナ貨物取扱本数等の貨物量の実績値のみであるが、この数値は生産調整など企業経営の様々な要因に左右されることから当該補助金の KPI としてはそぐわないため設定していない。</p>
<p>7. 独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金</p>	
<p>8. 公益財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金</p> <p>【意見・改善提案】</p> <p>相談会開催事業について「課題解決率」による評価は合理的であるが、相談件数が少ない場合でも評価が上がることもある。貿易・投資を促進したい目的があるため、量的な側面も評価に含める</p>	<p>（しまねブランド推進課）</p> <p>令和元年度から財団では、「相談会開催事業」と「ネットワーク構築推進事業」を一本化させ、国際化アドバイザーと財団職員による貿易相談等に対する支援活動とこれに必</p>

<p>ことを検討する必要がある、例えば「課題解決件数」も合わせて指標化することが考えられる。</p>	<p>要な情報収集活動を一体的に進められている。これに伴い、「課題解決率」に「取引成立件数」を指標に加える方向で検討されている。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>ネットワーク構築推進事業について、県は「県内企業の貿易実績企業数」、「輸出を行う県内事業者数」により評価し、財団は「取引成立件数」により評価している。</p> <p>上記のいずれのKPIも海外取引の増減状況を示す指標であるため、合理的とも思える。しかし、上記実績値は貿易をしている全ての県内企業がカウントされるため、本事業に無関係の要素も含まれる。</p> <p>一方、取引成立件数をKPIとした場合、本事業の直接的な成果といえ、より合理的であると考えた。なお、金額的な視点からは、取引成立件数の把握とともに「成立した取引に係る1年間の売上計上見込額」等の情報が入手できればKPI化も可能と考えられるため、導入可否について検討されたい。</p>	<p>そこで県でも「取引成立件数」を指標に加える方向で検討する。</p> <p>なお、「成立した取引に係る1年間の売上計上見込額」のKPI化については、年間売上額が様々な要因に反映されることから、当該事業の成果・効果測定の指標にはそぐわないと考える。</p>
<p>9. ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備事業</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>10. しまねIT産業人材育成支援事業補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>交付要綱における目的が、「IT人材育成講座を開催すること」とされており、目的に公益性が認められない。交付要綱において当該補助金の公益性を明確に示すべきである。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>補助事業者による県内IT企業等の技術者のスキル・能力や業界全体のレベルの向上に資するIT人材育成講座の開催や、若年層に向けたITに係る普及啓発の取組を支援し、もって県内IT産業の持続的な発展を促進すること。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>県は、IT人材育成講座の受講者数を把握するとともに、各講座の受講生に対してアンケートを行い、知識・スキルの向上に役立ったか、実習・演習が役立ったかなどについて5段階評価で結果を把握している。</p> <p>当該結果を点数化し、KPIとすることにより、本事業により開催された講習会によりスキル・能力が向上した技術者の人数と向上の程度を定量的に検証可能となるため、本事業のKPIとして採用を検討されたい。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>受講者数とあわせて、アンケート結果からスキル向上等にどの程度役立ったかを点数化し事業効果を定量的に検証し、事業評価することにした。</p>
<p>11. IT人材確保促進支援事業補助金</p> <p>【意見】</p> <p>採用数の実績値を計数として把握しているが、目標値の設定はない。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>提案を踏まえて、目標値を設定した。</p>

<p>【意見・改善提案】</p> <p>当補助金の目的は、「即戦力となる県外に居住する IT 人材の確保を促進し、もって県内 IT 産業の振興を図ること」であるため、県の設定する KPI でも評価はできるが、他の手法との比較可能性を考えると金銭的な視点による指標化ができないか、検討を要する。</p> <p>この点、第一義的には本補助金事業利用事業者の付加価値額の増加が尺度として考えられる。その際、通常スキルの高い人材ほど人件費コストが高いと考えられるため、利用事業者の負担が増加する人件費額を付加価値額とみなして KPI とすることも考えられるため、導入可否を検討されたい。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>提案を踏まえて、金銭的な指標化をするために、当該補助金によって増加する人件費額を付加価値額とみなして KPI とし、事業効果を評価することにした。</p>
<p>12. RubyWorld Conference開催準備事業補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>要綱の目的が「RubyWorld Conference の成功に寄与すること」とされており、当該イベントの成功が公益性とどう繋がるか、要綱上で明確にされていない。</p> <p>RubyWorld Conference2017 事業計画書に記載された「開催目的」に「先進的な利用事例や最新の技術動向などの情報発信を通じて、Ruby 市場、ビジネス利用の拡大を図る」とされていることから、目的の真意は Ruby の発展を通じた「県内 IT 関連産業の発展」にあると考えられ、要綱上の目的を修正すべきである。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は、RubyWorld Conference 開催実行委員会（以下「補助事業者」という。）に対して、RubyWorld Conference の開催準備に係る経費の一部を補助し、RubyWorld Conference の開催を通じた Ruby 市場、ビジネス利用の拡大を図り、もって県内 IT 産業の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>県は RubyWorld Conference の参加者に対しアンケートを実施しており、主な質問項目は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各カンファレンスに対する評価 ・Ruby の利用状況 ・カンファレンスの参加実績 等 <p>当該結果を点数化し、KPI としてモニタリングすることにより、本事業により各カンファレンスや Ruby の浸透度等を定量的に検証可能とすることができないか、検討されたい。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>アンケートにおいて、Ruby の浸透度やビジネス利用への意向を確認することをもって事業を評価することになっている。</p>
<p>13. 島根県Ruby bizグランプリ実施支援補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>交付要綱の目的が「Ruby でのビジネスチャンスの拡大に寄与すること」とされており、ビジネスチャンスの拡大が公益性とどう繋がるか、要綱上で明確にされていない。</p> <p>目的の真意は Ruby biz グランプリの開催、普及による Ruby によるビジネスチャンスの拡大を</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は、Ruby biz グランプリ実行委員会（以下「補助事業者」という。）に対して、Ruby biz グランプリの開催、普及に係る経費を補助し Ruby でのビジネスチャンスの拡大</p>

<p>通じた「県内 IT 関連産業の発展」にあると考えられ、要綱上の目的を修正することが求められる。</p>	<p>を図り、もって県内 IT 産業の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>県は、Ruby アソシエーション認定技術者数や Ruby によるシステム開発件数を継続的に把握しており、当該計数であれば本補助金事業の KPI として合理的といえる。さらに、県は Ruby により開発されたシステムに係る売上高を把握しており、業界内全売上高の占有率も把握している。これを KPI とすれば、本事業に係る金額的な効果の測定が可能となるため、当該方法の尺度としての採用を検討すべきである。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>県内の Ruby 技術者認定試験合格者数、Ruby によるシステム開発件数を KPI として、事業を評価することにする。</p>
<p>14. 島根県スモウルビー・プログラミング甲子園開催支援補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>交付要綱の目的が「スモウルビー・プログラミング甲子園の成功に寄与すること」とされており、スモウルビー・プログラミング甲子園の成功が公益性とどう繋がるか、要綱上で明確にされていない。</p> <p>目的の真意はスモウルビー・プログラミング甲子園の開催による Ruby 技術者の育成を通じた「県内 IT 関連産業の発展」にあると考えられ、要綱上の目的を修正することが求められる。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は、スモウルビー・プログラミング甲子園開催実行委員会（以下「補助事業者」という。）に対して、スモウルビー・プログラミング甲子園（以下「ルビー甲子園」という。）の開催に係る経費を補助し、ルビー甲子園を通じて Ruby 技術者の育成を図り、もって県内 IT 産業の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>通常であれば、本事業実施自体の結果である応募（参加）者数や来場者数は KPI とはならない。</p> <p>しかし、本補助金事業の場合、応募する際に AI プログラムを作成する必要があり、このため応募の作業の中で「育成される」ことになり、従って当該応募者の数の増加は、そのまま育成された者の増加になると考えられる。</p> <p>このため、県が継続して把握している応募者数を KPI として設定することを検討されたい。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>同事業の応募者数を KPI として事業効果を評価することにした。</p>
<p>15. 島根県企業立地促進助成金</p> <p>【意見・改善提案】</p> <p>本事業における KPI に、本補助金事業適用先の「立地企業の本県における新規雇用者に係る給与支払額の増加額」を加えてモニタリングすることが合理的であり、県は当該 KPI の導入も合わせて検討されたい。</p>	<p>(企業立地課)</p> <p>事業効果については、KPI 以外にも、売上の額や従業員数、県内企業との取引状況など、多角的な視点から継続的に把握しており、今後は意見も参考とし、引き続き、フォローアップ調査を行っていく。</p>
<p>16. 島根県ソフト系 IT 産業航空運賃補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>本補助金の一部について、補助事業開始届が補</p>	<p>(企業立地課)</p> <p>交付要綱を改正し、運用に沿った内容とし</p>

<p>助事業開始日から1月以内に提出できていないものがあり、要件を満たしていないものがあった。</p> <p>担当者に事情をヒアリングしたところ、提出期限を経過した後に補助事業開始届が提出された場合も一概に不支給としないとの回答を得た。</p> <p>実際の運用をそのように行っているのであれば上記要綱を運用の内容に沿った内容に改正若しくは現要綱に沿って厳格に処理すべきである。</p>	<p>た。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>本事業におけるKPIに、本補助金事業適用先の「立地企業の本県における新規雇用者に係る給与支払額の増加額」を加えてモニタリングすることが合理的であり、県は当該KPIの導入も合わせて検討されたい。</p>	<p>（企業立地課）</p> <p>事業効果については、KPI以外にも、売上の額や従業員数、県内企業との取引状況など、多角的な視点から継続的に把握しており、今後は意見も参考とし、引き続き、フォローアップ調査を行っていく。</p>
<p>17. 島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金</p> <p>【指摘事項①】</p> <p>人材育成支援事業に係る補助対象経費とされているものの一部に、昼食代や夕食代が含まれていた。食事代が補助対象経費に含まれるか否かは根拠法令等に明示されていないが、旅費日当を当該補助金の対象としていないことを衡量すると、当該費用は補助対象経費には含まれないと解するのが自然である。また、実務上の取り扱いの中で食事代を明確に対象外として補助金申請を行っている申請先もあり、この点を担当者に確認したところ、「研修の一環として食事が付帯している場合は含め、それ以外は含めない。」との説明を受けた。</p> <p>しかし、要綱に補助対象経費として飲食代が限定列挙されておらず、当該昼食代・夕食代が研修の一環か否かが領収書のみで判別できない場合には、食事代は除外して事務の執行を行うべきである。</p>	<p>（企業立地課）</p> <p>食糧費は補助対象外として、補助開始前に企業に提示する「島根県人材確保・育成支援補助金の運用について」にその旨を追記した。</p>
<p>【指摘事項②】</p> <p>人材確保支援事業に係る補助対象経費の補助対象期間は、根拠法令内において「島根県企業立地促進条例第5条第1項に規定する申請書が受理された日から3年を経過する日（中略）」までの間とされている。</p> <p>この点、補助対象経費の一部に補助対象期間を過ぎた時期に実施されたと考えられる経費が含まれていた。</p>	<p>（企業立地課）</p> <p>対象企業に該当事業の内容を再度確認したところ、対象期間終了後に実施された内容であったことが確認されたため、補助金額の一部を返納させた。</p> <p>今後は、書類のチェック表を作成し、適切な運用が行えるよう対応する。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>本事業におけるKPIに、本補助金事業適用先の</p>	<p>（企業立地課）</p> <p>事業効果については、KPI以外にも、売上</p>

<p>「立地企業の本県における新規雇用者に係る給与支払額の増加額」を加えてモニタリングすることが合理的であり、県は当該 KPI の導入も合わせて検討されたい。</p>	<p>の額や従業員数、県内企業との取引状況など、多角的な視点から継続的に把握しており、今後は意見も参考とし、引き続き、フォローアップ調査を行っていく。</p>
<p>18. 島根県ソフト産業家賃等補助金 【意見・改善提案】 本事業における KPI に、本補助金事業適用先の「立地企業の本県における新規雇用者に係る給与支払額の増加額」を加えてモニタリングすることが合理的であり、県は当該 KPI の導入も合わせて検討されたい。</p>	<p>(企業立地課) 事業効果については、KPI 以外にも、売上の額や従業員数、県内企業との取引状況など、多角的な視点から継続的に把握しており、今後は意見も参考とし、引き続き、フォローアップ調査を行っていく。</p>
<p>19. 特定通信費補助金 【意見・改善提案】 本事業における KPI に、本補助金事業適用先の「立地企業の本県における新規雇用者に係る給与支払額の増加額」を加えてモニタリングすることが合理的であり、県は当該 KPI の導入も合わせて検討されたい。</p>	<p>(企業立地課) 事業効果については、KPI 以外にも、売上の額や従業員数、県内企業との取引状況など、多角的な視点から継続的に把握しており、今後は意見も参考とし、引き続き、フォローアップ調査を行っていく。</p>
<p>20. 江の川工業用水道料金補助金 【指摘事項】 交付要綱 9 条に、当該補助金の交付申請書には「島根県工業用水道事業給付規程に定める工業用水道基本使用申込みに対する承認書(以下、「承認書」という。)の写し」、「補助対象事業費が確認できる資料(島根県工業用水道料金徴収条例に基づく料金の領収書等)」を添付する義務が規定されているところ、交付申請書のうち 1 件について、承認書の写しが添付されていなかった。 この点、県は申請時に口頭で承認書の写しがあることを確認したとのことであるが、当該事務は適切ではない。</p>	<p>(企業立地課) 指摘のあった承認書(写)については、速やかに徴取した。 今後は、交付決定を行うにあたり必要となる書類のチェック表を作成し、適切な運用が行えるよう対応する。</p>
<p>【意見】 江津地域拠点工業団地への立地を検討する企業にとって、同工業用水の利用が実質低価額で利用可能である点は重要な要素であり、「分譲率」は合理的な KPI となり得るため、目標値の設定を行い、管理することを検討されたい。</p>	<p>(企業立地課) 事業効果については、KPI 以外にも、売上の額や従業員数、県内企業との取引状況など、多角的な視点から継続的に把握しており、今後は意見も参考とし、引き続き、フォローアップ調査を行っていく。</p>
<p>21. ITしまね開業支援事業費補助金 【意見・改善提案】 売上高計画値や雇用創出数の達成率を目標値化することも可能である。また、損益計算書の提出を受け、付加価値増加額や産業連関表を用いて評価することも可能となるため、県は当該方法による KPI の設定を検討されたい。</p>	<p>(企業立地課) 事業効果については、KPI 以外にも、売上の額や従業員数、県内企業との取引状況など、多角的な視点から継続的に把握しており、今後は意見も参考とし、引き続き、フォローアップ調査を行っていく。</p>
<p>22. しまね観光誘客推進事業費補助金(平成 28 年度分、平成 29 年度分)</p>	

<p>23. 石見神楽振興事業費補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>補助対象経費が「補助対象事業を実施するために必要な経費であって知事が必要かつ適当と認めるもの」と定義されているのみであり、具体的にどのような経費が補助対象となるのかが判然としない。</p> <p>この点、補助事業者である石見観光振興協議会は島根県の職員が在籍しているため、補助対象経費に該当するかどうかの個別判断にあたり問題になることはないとのことであった。しかし、本補助金の交付要綱上、補助事業者は石見観光振興協議会に限られていない。</p> <p>現状においては、補助事業者として事業遂行能力を保持する団体は石見観光振興協議会のみとのことであり、もし他の事業者を想定していないのであれば上記要綱上の補助事業者を石見観光振興協議会に限定すべきであり、逆に他の団体が補助事業者になることも想定しているのであれば、補助対象経費をある程度具体的に明示しておく必要がある。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>現状においては、補助事業者として事業遂行能力を保持する団体は石見観光振興協議会のみであるが、他の補助事業者を排除していないので、平成 31 年度の交付要綱を改正し、補助対象経費を具体的に明示した。</p>
<p>【意見】</p> <p>本補助金は「石見神楽の振興」を主目的としており、その目的を達成するための取り組みに対して補助金を交付している。</p> <p>一方で、島根県は「しまね観光誘客推進事業費補助金」のなかでも石見神楽関連の補助金を支出しており、相手先も同じ石見観光振興協議会であった。</p> <p>補助対象事業を査閲した結果、同一事業に対して補助金を二重で支出している具体的な事実は発見していないが、混乱が生じる可能性がある。また本補助金の対象経費について具体的な明示がないため、さらにそのリスクは高まる。</p> <p>このため、石見神楽の振興を促進する補助金については、どちらか一つの補助金事業でまとめるか、区分が明確になるよう整理するか、いずれかの対応が望まれる。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>平成 31 年度の交付要綱を改正し、具体的な補助対象経費を記載した。また、石見神楽の振興を促進する補助金については、「石見神楽振興事業費補助金」にまとめることにより、「しまね観光誘客推進事業費補助金」との区分を明確にした。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>本補助金事業の目的が「石見神楽の振興」にあるため、実際に石見神楽の上演を観賞した人数を KPI とすることは理解できる。</p> <p>本来は、最終的な目的が「本県の観光振興」であり、本事業の主たる内容がプロモーションであることも考慮すると、より直接的な KPI は「県外客」「地元客以外」等に限定した方が合理的とも考</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>上演団体の意向で、地元客、県外客、外国人観光客などを区分した集計をする場合もあるが、統一的な扱いはされていない。行政主導で特定日を決めたアンケートやサンプルベースの情報収集など KPI のブラッシュアップに努める。</p>

<p>えられる。県外客に限定した場合の実績値等の情報の収集が困難とする県の見解に同意はするが、上記の評価上の事情も勘案し、引き続き KPI のブラッシュアップについて検討されたい（特定日を決めたアンケートやサンプルベースの情報収集等）。</p>	
<p>24. 広域観光商品開発支援事業費補助金 【指摘事項】 要綱上の目的は「地域における魅力ある観光地、観光商品の創出を促す」こととされているが、このことがどのように本県の公益上の便益と関連するのかが明確にされていない。 「地域における魅力ある観光地、観光商品の創出を促す」ことにより、県内観光産業の広域的な振興を図ることが趣旨であると考えられるため、「県内観光産業の振興」等の公益上の目的を補助金交付要綱上明示すべきである。</p>	<p>（観光振興課） 以下のとおり、要綱を改正した。 広域的な取組みを通じた県内観光産業の振興を図るため、広域で行う観光商品の開発及びその宣伝販売に要する事業費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。</p>
<p>【意見・改善提案】 県としては、補助事業者が各々選択した事業の実施により効果を上げることを目的としているため、補助事業者に対して個別に KPI の設定と目標値の計数化を促し、目標値と実績値の比較分析を指導することを検討されたい。</p>	<p>（観光振興課） 補助対象事業者に KPI の設定と目標値の計数化を促し、実績報告書等で、目標値と実績値の比較分析をする。</p>
<p>25. 島根県観光基盤整備補助金 【指摘事項】 要綱上の目的は「観光客の受入体制の整備を促進する」こととされているが、このことがどのように本県の公益上の便益と関連するのかが明確にされていない。「観光客の受入体制の整備を促進する」ことにより、県内観光客の利便性・満足度を上げ、観光客数の増加を図り、以って県内産業を振興することが趣旨であると考えられる。 このため、「県内観光産業の振興」等の公益上の目的を補助金交付要綱上明示すべきである。</p>	<p>（観光振興課） 以下のとおり、要綱を改正した。 補助金は、市町村、民間事業者・団体による外国人観光客誘致に係る事業に対し交付することにより、外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客誘致のための基盤づくりや外国人観光客の誘致を推進し、本県の観光振興に資することを目的とする。</p>
<p>【意見・改善提案】 「観光客誘客の推進」を成就するためには「観光客や補助事業者の満足度が上がること」がその前提にあることを考慮したうえで、補助事業者に対する状況調査（アンケート）による素点化等、本補助金独自の評価が可能となる KPI の設定が望まれる。</p>	<p>（観光振興課） 平成31年度に他の補助金と再編したところであり、引き続き、独自の評価が可能となる KPI の設定を検討する。</p>
<p>26. 島根県学会・コンベンション開催支援事業費補助金 【意見・改善提案】 内部的な検証として行っている経済合理性の検証において、県は、①主催者関連支出、②参加</p>	<p>（商工政策課） コンベンションの開催は地域への経済的効果が期待されることから、当該補助金を通</p>

<p>者関連支出、③直接的経済効果、④間接的経済効果等についてそれぞれ効果を推計しているが、これらの尺度について目標値を設定し、当該目標値と実績値との比較分析を行うまでは至っていない。当該評価は、KPIとして合理的であると考えられるため、これをベースとした目標値の設定と、当該目標値との差異分析、次年度事業へのフィードバックが行われることを望む。</p> <p>なお、経済波及効果を計算する場合、「島根県産業連関表」のみを用いて推計する方法もある。当該方法は島根県が公表している連関表を用いる方法であり、共通ツールとして活用することで、他の事業に係る経済波及効果との比較が可能となる。</p>	<p>じて支援したコンベンションによる経済波及効果を推計し、事業の検討に活用している。</p> <p>一方、経済的効果のみならず、人の交流や文化の向上といった社会的効果も期待される。そのため、経済波及効果の多寡を追及するだけではなく、幅広く様々な分野においてコンベンションが開催されていくこと等も望まれ、その参加者数を目標値としているところである。</p> <p>こうした点をふまえ、経済的効果に絞って目標値を設定することや目標値との差異分析は行わないが、引き続き経済的効果を推計することとし、参加者数ほかその他の指標とあわせて事業の検討に活用していく。</p> <p>なお、今後は「島根県産業連関表」のみを用いた経済波及効果の推計もひとつのツールとして検討し、適切な方法で効果の検証を行っていく。</p>
<p>27. 広域周遊バス運行事業費支援補助金 【指摘事項】 要綱上の目的は本県の公共交通の不便さを補完し「神話スポット」や「出雲大社」から観光地への周遊を促進することとされているが、「観光地への周遊」がどのように県民全体の利益につながるかが明確になっていない。「観光地への周遊」により、その他の観光地やその周辺地域経済の活性化を促進し、県内の広域的な観光の振興を実現することが最終的な目的であると考えられる。このため、当該趣旨を要綱上の目的に反映すべきである。</p>	<p>(観光振興課) 以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は本県の公共交通の不便さを補完し、観光地への周遊により、その他の観光地やその周辺地域の経済活性化を促進し、広域的な観光振興を図ることを目的として、広域に実施する周遊バスの運行に対して予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p>
<p>【意見】 KPIはバス利用者数であり、合理的であるが、目標値は設定していない。</p>	<p>(観光振興課) 交付申請時に目標利用者数を設定するため、その人数をKPI目標値とする。</p>
<p>【意見・改善提案】 補助事業者（ツアー）によっては利用者にアンケートを行っており、一部のアンケートでは満足度に係る情報も収集している。当該アンケートを必須のものとして満足度や顧客ニーズを素点化してKPI化することも有効であると考えられるため、この点についても検討されたい。</p>	<p>(観光振興課) アンケート等による満足度を含む利用者の意見を集約する方法について、事業者と相談し、検討する。また、アンケート等の結果をKPIに含むことも併せて検討する。</p>
<p>28. 観光コーディネーター設置事業補助金 【意見・改善提案】 当補助金事業は、各コーディネーターの支援内</p>	<p>(観光振興課) 申請時にヒアリングを行い個別に目標を</p>

<p>容が事業により異なるため、共通的に利用可能なKPI（例えば利用者アンケート結果を素点化したもの等）の設定が検討可能と思われる。</p> <p>いずれにしても現状KPIによる評価が行われておらず、本補助金事業に係る効果を実態に即して何らかの方法で把握しなければ、本補助金事業が本当に本県の観光振興に役立ったか、他の代替案より効果的であったか、が判断できないことになるため、対応を検討されたい。</p>	<p>設定するなど、本補助金事業に係る効果を把握する方法について、検討する。</p>
<p>29. 島根県観光総合支援事業補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>本補助金の目的は、「民間主体の観光地づくりを促進」することとされているが、「民間主体の観光地づくり」がどのような公益上の目的に資するのか明確にされていない。</p> <p>本来の目的は「民間主体の観光地づくりを促進」することにより「県内観光産業の振興を図る」ことにあると考えられる。このため、当該趣旨を要綱上の目的に反映すべきである。</p>	<p>（観光振興課）</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は、民間主体の観光地づくりを促進し、県内外から観光客を誘致することで県内観光産業の振興を図るため、新たな旅行商品の開発等に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p>
<p>【意見】</p> <p>本補助金は対象事業メニューが多種多様であり、内容も類似するものが多いため、各補助金申請分がどの対象事業に該当するのか判断するのが困難である。どの事業に該当するのかにより対象経費・補助率・補助限度額が異なるため、補助金交付要綱の内容を整理し判別しやすくする必要がある。</p>	<p>（観光振興課）</p> <p>平成31年度の交付要綱を改正し、内容を整理した。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>「旅行商品の開発」であれば、モニターツアーが実際に商品化された際の入込客数や、当該人数に観光消費単価を乗じた観光消費額、経済波及効果等を、「イベント支援」であれば、当該来場者数や、当該人数に観光消費単価を乗じた観光消費額、経済波及効果等を、KPIとして設定することも考えられる。</p> <p>本補助金事業は、いずれの対象事業についても、単年度で効果が発現するとは限らず、要綱上も継続的な事業実施を前提としている規定ぶりとなっているため、複数年度に亘る累積的な評価が必要であり、実績報告等において事業終了後も情報提供を求めて対応することが望まれる。</p>	<p>（観光振興課）</p> <p>入込客数や来場者数などの集客数に観光消費単価を乗じた観光消費額を、KPIとすることを検討する。</p> <p>複数年度に亘る事業評価については、本補助金の趣旨に鑑み、補助期間終了後における事業の継続状況や展開を、ヒアリングなどにより確認することとする。</p>
<p>30. 島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金</p> <p>【指摘事項①】</p>	<p>（観光振興課）</p>

<p>交付申請書兼実績報告書は交付要綱において「補助事業完了後 14 日以内又は補助事業の完了年月日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで」という提出期限が設けているのに対し、提出期限経過後に提出された交付申請書兼実績報告書が 2 件あった。</p> <p>県の担当者に確認したところ、提出期限を経過した後に交付申請書兼実績報告書が提出された場合にも一律に不支給とはせず、改めて提出期日を定めて申請者に通知するとの回答が得られた。</p> <p>交付要綱に明記されている事項を現場の判断で緩和するのは問題があり、当該事務は適切とはいえず、要綱に沿って処理若しくは、要綱の規定が過度に厳格であるとの判断であれば、要綱を改訂して対応すべきである。</p>	<p>平成31年度の交付要綱を改正し、やむを得ないケースを想定した内容とした。</p>
<p>【指摘事項②】</p> <p>補助対象事業の要件の一つにおいて「各施設から立ち寄り証明書の発行が受けられること」とされているが、出雲大社からの立ち寄り証明書が添付されていなかった。立ち寄り証明書の添付がない代わりに「出雲大社は立ち寄り証明書が発行できない」という趣旨の文書を添付しており、この文書をもって補助対象事業としている。</p> <p>しかし、要綱等に例外的な取り扱いについての定めがない以上、要綱に準じた処理を行うべきであり、当該事務は適切とはいえない。</p> <p>必要であれば、要綱に「立ち寄り証明書の発行が困難なことにつき、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではない。」旨の文言を加える等により対処すべきである。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>平成31年度の交付要綱を改正し、やむを得ないケースを想定した内容とした。</p>
<p>【指摘事項③】</p> <p>交付要綱第 5 条の条文の見出しが「補助対象経費」とされている。本補助金は、費消した経費を補てんするものではなく、バス 1 台あたり 30,000 円に島根県内の宿泊数を乗じた額を支給するものであるため、条文明の見出しが適切ではない。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>平成31年度の交付要綱を改正し、第 5 条の条文の見出しを「補助金額」に修正した。</p>
<p>【指摘事項④】</p> <p>当補助金の目的は、「観光客の周遊拡大」とされているが、「観光客の周遊拡大」がどのような公益上の目的に資するのか明確にされていない。</p> <p>本来の目的は「観光客の周遊拡大」により「県内観光産業の振興を図る」ことにあると考えられる。このため、当該趣旨を要綱上の目的に明記すべきである。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この事業は、旅行事業者が島根県への観光を目的とした貸切バス旅行（以下「補助事業」という。）を実施する経費等の一部を予算の範囲内で補助することにより、島根県への旅行商品造成を促進し、県内観光産業の振興を図ることを目的とする。</p>

<p>【意見・改善提案】</p> <p>県は、補助対象事業者の実績報告書より「利用バスの台数」「宿泊日数」「旅行参加者数」を把握している。</p> <p>「バスの台数」については事業の実施結果そのものであるため KPI としては合理的ではないが、宿泊数、参加数については当該事業により生み出した観光消費額の源泉であり、金額的な視点による KPI となり得るため、KPI 化の検討が望まれる。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>参加者数に観光消費単価を乗じた観光消費額を、KPI とすることを検討する。</p>
<p>31. しまね観光事業者等支援事業費補助金</p> <p>【指摘事項①】</p> <p>補助対象経費は補助金交付要綱の別表に限定列挙により定められているところ、県は補助事業者が補助対象経費に含めている「日当 (2,200 円/日)」「食卓費 (3,000 円/日)」をいずれも別表の「③ 職員旅費」として追認しているものがあつた。補助金交付要綱に定める「職員旅費」の定義が明示されていないが、県の「職員の旅費に関する条例」には「食卓料」が規定されている(「日当」についての記載はない)。</p> <p>このため、上記「日当 (2,200 円/日)」「食卓費 (3,000 円/日)」を両方とも補助対象経費とする事務処理は適切ではない。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>当該経費は、飯南町の旅費条例に基づいて支給される飯南町観光協会の旅費の内容について認定したもの。当該補助金については、平成29年度に終了しているため、今後、同様の補助金の要綱を作成する際は、補助金の趣旨に照らし合わせ、明確な補助対象経費の表記に努める。</p> <p>なお、補助対象経費から日当、食卓費を除いて再計算した結果、補助金の額に影響はなかった。</p>
<p>【指摘事項②】</p> <p>職員旅費として補助対象経費に含められていた領収書の中に、打合せに係る飲食費に係る領収書が含まれていた。当該飲食費は接待交際費又は会議費に区分されるものであり、補助金交付要綱別表に定める経費のいずれにも該当しない。</p> <p>このため、当該経費を補助対象経費とする事務処理は適切ではない。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>当該経費は、飲食を伴う打合せを行うことが事業実施に必要であると判断し、「その他事業実施に必要と認められる経費」として認定したもの。当該補助金については、平成29年度に終了しているため、今後、同様の補助金の要綱を作成する際は、補助金の趣旨に照らし合わせ、明確な補助対象経費の表記に努める。</p> <p>なお、補助対象経費から当該経費を除いて再計算した結果、補助金の額に影響はなかった。</p>
<p>【指摘事項③】</p> <p>補助対象経費となる委託費に係る請求書について、誤って平成 28 年度分のものが綴じ込まれており、これに基づいて支出負担行為が為されていた。平成 29 年分も同額の委託費が発生していたため実害はないが、事務としては不適切な処理である。また、当該資料に係る検査においても指摘がなされていない。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>平成29年度の支出証拠書類を徴収し、同額の委託費が発生していることを確認した。</p> <p>今後は適正な処理に努める。</p>
<p>【指摘事項④】</p> <p>本補助金の目的は、「民間主体の観光地づくりを促進する」とされているが、「民間主体の観光地</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>当該補助金については、平成29年度に終了しているため、今後、同様の補助金の要綱を</p>

<p>づくりを促進する」ことがどのような公益上の目的に資するのか明確にされていない。</p> <p>本来の目的は「民間主体の観光地づくりを促進する」ことにより「県内観光産業の振興を図る」ことにあると考えられる。</p> <p>このため、当該趣旨を要綱上の目的に反映すべきである。</p>	<p>作成する際は、補助金の趣旨に照らし合わせ、目的を明確に表記するよう努める。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>本補助金事業単独の KPI の設定について、本事業完了後には「補助金がなくても」継続して民間主体の観光プランを策定・実行することができる礎を築くことが本来の目的であると解すると、実際に策定した観光プランに関連して計上された観光消費額が、最も KPI として好ましい。本事業により観光プランが具体的かつ新たに策定されていることから、当初から効果の測定を念頭に入れておけば、当該実績値の把握を可能にする仕組みは当該プラン設計時にインストール可能である。</p> <p>観光プランを主導する一般社団法人飯南町観光協会は、今後、数多くの取組を一つ一つ検証して総括し、今後の取り組み方針を検討する必要がある。県もそこまで指導・確認しなければ、本補助金による効果を持続することができず、本補助事業が本当の意味で効果があったとはいえない。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>当該補助金については、平成29年度に終了しているため、提案の内容をふまえ、今後同様の補助金について事業実施する際は、当初から適正な効果の測定を念頭に入れ、適切な KPI を設定するよう検討する。</p>
<p>32. 公益社団法人島根県観光連盟補助金</p>	
<p>33. しまね観光誘客推進事業費補助金（県内航空路線緊急利用促進事業）</p> <p>【指摘事項】</p> <p>本補助金事業は、「県内航空路線の利用を促進する」ことにより、「県内観光産業の振興を図る」ことが本来の目的と考えられる。</p> <p>一方、当該本来の目的が本補助金交付要綱において一切触れられていないため、補助金交付要綱においてこの点を明確に記載すべきである。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は、観光客誘致を促進するための情報発信及び魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組み、県内航空路線など交通機関の利用促進の取組み等を支援し、本県の観光振興に資することを目的とする。</p>
<p>34. 外国人観光客誘致事業補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>本補助金の目的は、「外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客誘致のための基盤整備づくりを促進すること」とされているが、当該目的がどのような公益上の目的に資するのか明確にされていない。</p> <p>県が KPI として「外国人宿泊客延べ数」を採用しているため、本来の目的は外国人観光客の誘致</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>補助金は、市町村、民間事業者・団体による外国人観光客誘致に係る事業に対し交付することにより、外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客誘致のための基盤づくりや外国人観光客の誘致を推進し、本県の観光振</p>

<p>を推進し、本県の観光振興に資することが目的であると思われるため、当該趣旨を要綱上の目的に反映すべきである。</p>	<p>興に資することを目的とする。</p>
<p>【意見・改善提案】 「外国人観光客誘客の推進」を成就するためには、「外国人観光客や補助事業者の満足度が上がる」とその前提にあることに着目し、補助事業者に対する状況調査（アンケート）による評点化等、本補助金独自の評価が計数的に可能となるKPIの設定が望まれる。</p>	<p>（観光振興課） 平成31年度に他の補助金と再編したところであり、引き続き、独自の評価が可能となるKPIの設定を検討する。</p>
<p>35. 島根県外国人観光客送客促進支援補助金 【意見・改善提案】 交付要綱には「島根県内に宿泊する海外からの団体旅行を支援することにより…」とあるため、本補助事業単独のKPIとしては、外国人団体観光客の「移動の便」としての「外国人貸切バス利用客数の増大」に係るKPIを設定した方が、より直接的な効果測定が可能になる。 本来は補助事業の実績自体を目的とした尺度の設定は不合理であるが、補助事業の実績に近い指標（助成金の支給対象となった団体バスを利用した外国人旅行者数）を直接的に尺度として設定するのが最も合理的であると考えられるため、導入可否を検討されたい。</p>	<p>（観光振興課） 補助事業の実績に近い指標によるKPIの導入について検討する。</p>
<p>36. FIMBA ワールドリーグ松江 2018 大会支援事業（観光振興）補助金</p>	
<p>37. 外国人観光客誘致対策事業補助金 【意見・改善提案】 補助金交付要綱には「米子・ソウル便、米子・香港便並びに環日本海圏貨客船の利用による外国人観光客の誘致促進を図り…」とあるため、本補助事業単独の評価という意味では、外国人観光客の誘客の「入口」としての「米子・ソウル便、米子・香港便並びに環日本海圏貨客船の増大」に係るKPIの方が、より直接的な効果測定が可能になる。 本来は補助事業の実績自体を目的としたKPIの設定は不合理であるが、本事業の場合、その事業の内容、目的に対する寄与度の低さから、補助事業の実績自体（助成金の支給対象となった外国人観光送客数）を直接的にKPIとするのが最も合理的であると判断した。</p>	<p>（観光振興課） 補助事業の実績に近い指標によるKPIの導入について検討する。</p>
<p>38. 島根県小規模事業経営支援事業費補助金</p>	
<p>39. 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金</p>	
<p>40. 島根県信用保証協会保証料補給金</p>	
<p>41. 島根県地域商業等支援事業費補助金</p>	

<p>【意見・改善提案】</p> <p>本補助事業の効果の測定方法として例えば、1. 売上高を集計して評価、2. 売上高達成率による評価、3. 営業継続率を評価の方法が考えられる。</p> <p>本補助金は、そもそも地域の商業機能が失われつつある現状を考慮して設置された事業であるため、売上をただ上げればよい、というのではなく、予定どおりの収支を積み上げ、可能な限り営業を継続する状況を作ることが重要と考えられる。</p> <p>このため、合目的性の視点からは、上記1の方法よりも2若しくは3の方法がより適正な指標といえる。また、3の方法は分析・比較が容易な点が優れている一方、情報量が限定的であるため、打ち手としてフィードバックするのが難しい。</p> <p>このため、上記2の方法がベストな指標であると考えられるため、県は当該 KPI の設定を検討されたい。</p>	<p>(中小企業課)</p> <p>本事業について今年度見直しする中で、事業目的、効果の測定方法を検討する。</p>
<p>42. 大学生等の IT 技能習得促進支援補助金</p> <p>【意見】</p> <p>インターンシップマッチング人数と受け入れ企業数による評価結果をみると、達成率は概ね3割～4割程度であり（平成 28 年度は例外であるが）、事業としてあまり順調に遂行されていないことが伺える。</p> <p>これに対し、県としては予算を十分確保し、積極的に推進する姿勢を見せていることから、当該事業をどのように進めて結果に繋げるか、早急に対応する必要がある。</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>平成30年度は、県内企業及び県内外の大学のほか、専門学校へのアプローチを強化したことで、事業目標を達成した。</p> <p>引き続き、広報の強化に努めるとともに、受入企業及び参加学生への評価アンケートや就職状況の追跡調査結果を分析し、インターンシップ参加学生の増加と、参加学生の就職増加に繋げたいと考える。</p>
<p>43. 島根県シルバー人材センター連合会補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>交付要綱上の目的は「シルバー人材センター事業の一層の発展を図る」こととされているが、このことがどのようにわが県の公益上の便益と関連するのかが明確にされていない。</p> <p>当補助金は、本県における労働人口の減少により人手不足が深刻化している状況の中で、人手不足による地域経済の縮小に歯止めをかけるため、働く意欲のある高齢者の労働力を活用しようすることが趣旨であると考えられるため、当該趣旨を要綱上の目的にすべきである。</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は、公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会（以下「補助事業者」という。）が実施する事業を支援し、もって県内における各シルバー人材センターの相互の健全な発展を図ること及び企業等の人材確保に寄与することを目的とする。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>当補助金の KPI として、島根県シルバー人材センター連合会の会員登録数が設定されているが、</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>この補助金は県内の各シルバー人材センターの相互の健全な発展を図ることに加え、</p>

<p>金額的な視点による KPI ではない。近年は企業が定年後の継続雇用制度を導入したことにより会員登録数は減少傾向にあるが、一方で島根県シルバー人材センター連合会を通じて仕事に就いた就業者の契約金額は増加傾向にある。</p> <p>会員登録数も重要な指標ではあるが、金額的な視点も含まれる「就業者の契約金額」は、補助金が金銭により支出されていることとの衡量上好ましく、また「地域経済の活性化」への訴求もより直接的であり、当該 KPI の導入を検討されたい。</p>	<p>県内企業等の人材確保を目的としている。</p> <p>特に労働者派遣事業は、企業が柔軟に人材を確保することができるため、県では、この補助事業によりシルバー派遣事業の普及・活用を促進しているところである。</p> <p>したがって、この補助金の効果測定、分析及び評価する指標としては、会員登録数のほか、「シルバー人材センターが労働者派遣事業を実施していることを知っている企業の割合」を活用する。</p>
<p>44. 中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進補助金</p> <p>【指摘事項①】</p> <p>島根県商工会連合会からの実績報告において、「その他事務費」の中の「その他諸費」として補助対象経費として計上されている。また、松江商工会議所からの実績報告においても同様に「その他事務費」の中の「その他諸費」が補助対象経費として計上されている。</p> <p>上記のように「その他」とされた場合、内容が明確でないため補助対象経費に該当するか否かが判別できず、このような実績報告書に基づいて補助金額を決定、支出する事務は適切ではない。</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>補助金交付申請及び実績報告において、補助対象とする経費を明確に記載させ、検査確認時に証拠書等により確認することとした。</p>
<p>【指摘事項②】</p> <p>松江商工会議所からの実績報告において、「管理費」として「人件費+事務費の 10%」が補助対象経費として計上されている。この「管理費」は、要綱に限定列挙により定められた経費のいずれに該当するか不明であり、また、人件費と事務費の合計額の 10%が概算額として補助対象経費に該当するという記載もない。</p> <p>このため、当該実績報告書を基礎に補助金額を決定する事務は適切ではない。</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>補助金交付申請及び実績報告において、補助対象とする経費を明確に記載させ、検査確認時に証拠書等により確認することとした。</p>
<p>【意見】</p> <p>交付要綱上の交付対象先は「島根県商工会連合会及び県内各商工会議所」とされているが、実際は島根県商工会連合会と松江商工会議所のみが支給先となり、県内各商工会議所への支給分は松江商工会議所が取りまとめて支給している。</p> <p>県は将来的な可能性を考慮して上記文言としているとのことであるが、少なくとも従来から現行の事務が継続されており、実態に合わせて修正すべきである（将来的に県内各商工会議所に交付することとなった段階で現在の文言に変更すべき）。</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>意見を踏まえ、交付対象先を平成31年 4 月 1 日付で「島根県商工会連合会及び松江商工会議所」に変更した。</p>

<p>【意見・改善提案】</p> <p>評価測定とフィードバック分析等は KPI①「3ヶ月以上の育児休業取得後の職場復帰者数」を軸に行っている。この KPI は補助事業自体の実績であり、本補助金事業の実績数自体を評価尺度として設定することは適切とはいえない。</p> <p>この点、KPI②「奨励金支給先企業へのアンケート」は「はたらきやすい職場づくり」を実現するための具体的な評価尺度になりうるが、定性情報であり、定量化できるか否かが鍵となる。</p> <p>アンケート項目は選択肢としてどれかを選択する類のものではなく、それぞれの点について程度を問うべき内容といえ、仮に上記のアンケートの内容をそれぞれ5段階で質問して回答を得た場合、それぞれの項目に係る満足度を計数化できる。この場合、KPI として目標値の設定も可能となり、またそれぞれの項目の計数を比較することで達成度の違いも浮き彫りになる。</p> <p>KPI③「県内の年齢階級別有業率の実績」については、当補助事業の効果との関連性がないとはいえないが、本補助事業を利用していない事業者も含めた県全体あるいは全国の状態である。また、当該状況は世帯主の所得状況等他の要因も考えられるため、KPI としては沿わないが、現状把握の指標としては有効であり、島根県の状態は県の思惑どおりに進んでいると考えられる。</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>本年度はアンケートを予定していないため、昨年度実施したアンケートの定性情報と申請データを分析して、今後の奨励金のあり方を検討する。</p>
<p>45. 島根県労働者福祉協議会事業費補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>交付要綱上の目的は「労働者の自主的な福祉活動の増進を図る」こととされているが、このことがどのように本県の公益上の便益と関連するのかが明確にされていない。</p> <p>本補助金事業は、「企業における働き方の見直しの促進」や「労働者のゆとりと豊かさの実感」「自己啓発や社会参加」「生活設計の確立」等を支援することにより、協議会の会員のみならず県内労働者全体の福祉向上につながることを趣旨としていると考えられるため、当該趣旨を交付要綱上の目的に反映すべきである。</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は、島根県労働者福祉協議会(以下「補助事業者」という。)が行う労働福祉活動を支援し、もって労働者の自主的な福祉活動の増進及び県内労働者全体の福祉向上に資することを目的とする。</p>
<p>【意見】</p> <p>ワンストップサービス事業の相談件数が、KPI として設定されているが、目標値は設定されていない。</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>目標値を設定した。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>事業としては相談のみならず研修会やライフプランセミナーの開催等も行っているため、相談</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>受講者へのアンケートを実施し満足度を測定する。目標値も設定した。</p>

<p>件数のみを評価尺度として用いるのは適切ではない。</p> <p>例えば、研修会やライフプランセミナーにおいて受講者に対してアンケートをとり、受講者の満足度を評点化してKPIとすることが考えられるため、導入を検討されたい。</p>	
<p>46. 島根県資源循環型技術開発事業費補助金</p>	